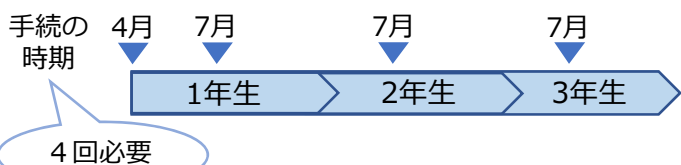


こう とう がっ こう とう しゅう がく し えん きん

高等学校等就学支援金の 申請はマイナンバーで！

今までよりも手続きがグッとカンタンになります (※1)

今までは...

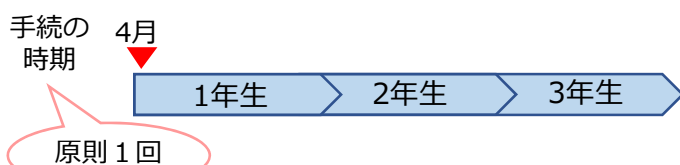


- ・入学時と毎年7月に、書類と保護者の課税証明書等の提出が必要。
- ・課税証明書の取得には1枚当たり300円の手数料も必要。

毎年書類を書いたり、課税証明書を取りに行ったりするのは大変...



マイナンバーを使えば...



入学時にマイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間（定時制・通信制は4年間）**、**原則手続不要**。(※2)

手続回数が減るね！
課税証明書を取りに行く手間もかからなくなる！



必要なもの（いずれかをご用意ください）

①マイナンバーカードの裏面



②通知カード



③マイナンバーが記載された住民票

※住民票記載事項証明書でも可

お住まいの市区町村の役所・役場で取得できます。（手数料が必要）

その他、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校から配られるお知らせ等を確認してください。

- 1...マイナンバー（個人番号）の利用については、都道府県により運用が異なります。
- 2...途中で保護者が変わったり、引越等で住所が変わったりした場合は別に手続が必要になることがありますので、すぐに学校へお知らせください。また、一度所得制限に該当した方が、翌7月以降に再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。具体的な手続方法は、各学校にお問合せください。

こうとうがっこうとう しゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金

1. 高等学校等就学支援金制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、50万7,000円以上の方（年収目安910万円以上の方）
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 申請と認定

利用のためには、申請が必要です。入学時等に学校から案内があります。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

入学時に提出された書類とマイナンバーを基に、都道府県が受給資格の認定を行います。毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、基本的に手続不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

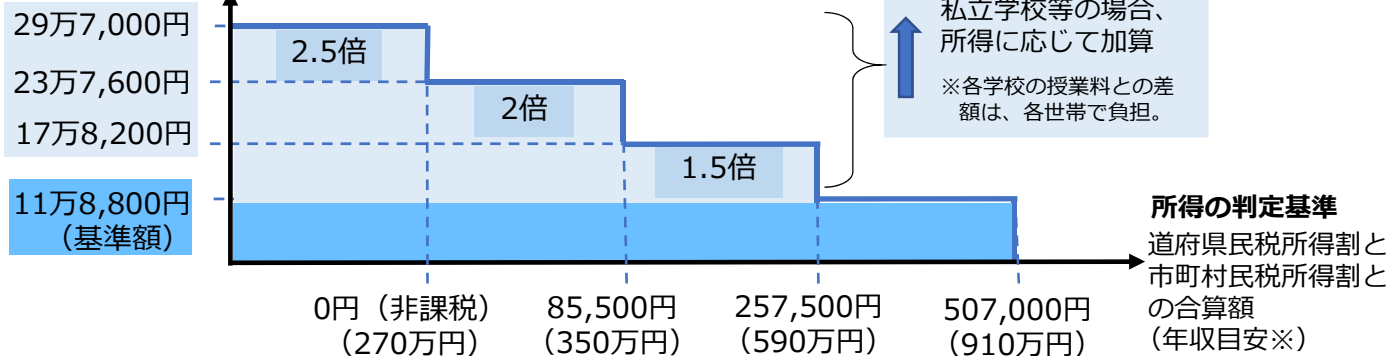
- (1) 国公立高校に通う生徒：
授業料相当額（公立高校の場合は年額11万8,800円）
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

- (2) 私立学校等に通う生徒：
下図のとおり、保護者等の所得に応じ支給額は変わります。

就学支援金とは別に、都道府県独自の経済的支援があります。詳しくは各都道府県にお問合せください。

全日制高校の場合の支給額

支給額



※所得の判定基準は、保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額です。

上図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。